

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（第5回）
議事録

1 日時

令和5年4月10日（月）10:00～11:40

2 場所

法務省7階共用会議室

3 出席者

（1）有識者

田中座長、高橋座長代理、市川委員、大下委員、黒谷委員、是川委員、佐久間委員、末松委員、鈴木委員（代理出席）、武石委員、富田委員、富高委員、樋口委員、堀内委員、山川委員

（2）関係省庁等

（内閣官房）

小玉参事官、岡野参事官

（出入国在留管理庁）

福原審議官、本針政策課長、永田政策調整室長、藤谷調整官

（厚生労働省）

原口審議官、吉田外国人雇用対策課長、川口参事官（海外人材育成担当）

（外国人技能実習機構）

大谷理事長

4 議事

（1）開会

○事務局 これより第5回技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議を開催いたします。

本日の会議につきましても、会場参加及びウェブ参加を組み合わせたハイブリッド形式で開催させていただきます。

本日は委員15名の方々に開催させていただいており、鈴木委員につきましては代理の方が御出席されております。

それでは、会議の開催に当たり、冒頭、田中座長から御発言を頂きたいと思っております。お願いいたします。

○田中座長 おはようございます。第5回技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議を開催いたします。

委員の皆様方には本日もどうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事は、ヒアリング結果の報告及び中間報告書のたたき台についてです。ヒアリングにつきましては、これまで22回実施し、様々な立場や視点から技能実習制度及び特定技能制度に対する御意見を頂きました。これらの意見も踏まえ、有識者会議において議論を行いました。

そして、昨年12月以降、有識者会議を計4回開催し、第2回会議で決定した論点に基づき順次議論を進めてまいりました。論点について一通り御議論を頂いたところですので、今回から中間報告の取りまとめに向けて進めていきたいと思っております。

本日は、私と事務局とでこれまでの議論を整理し、作成した中間報告書のたたき台を事務局から説明していただき、委員の皆様にご意見を頂きたいと思っております。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、報道の方々による取材等はここまでとさせていただきます。報道の方々、御退室をお願いいたします。

以降の進行は、田中座長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(2) ヒアリング結果について

○田中座長 それでは、議事次第に沿って議事を進めてまいりたいと思っております。

議事(1)は、「ヒアリング結果について」であります。前回の会議で委員から御提案のあったヒアリング1件について、その結果を事務局から御報告いただきます。

○本針政策課長 出入国在留管理庁政策課長の本針と申します。よろしくお願いいたします。私の方から、前回の会議で委員から御提案のあったヒアリング1件について、その結果を御報告いたします。

資料1「ヒアリング結果要旨」を御覧ください。ヒアリングで頂いた御意見の一部を御紹介いたします。まず一つ目、「転籍の在り方について」は、二つ目の○にありますけれども、「一定の事情がある場合には転籍を認めるように、現行の転籍制限を緩和することも考えられる。ただし、転籍制限の緩和については人材育成の観点からバランスを取った検討が必要であるとする」との御意見がありました。

二つ目、「管理監督や支援体制の在り方について」は、三つ目の○でございますけれども、「監理団体や登録支援機関自体に課題が多くあるということ踏まえれば、支援できる体制であるかを含め、監理団体や登録支援機関の認定、登録、取消しを厳格に行うべきである」との御意見がありました。

それから、三つ目の点、「外国人の日本語能力の向上に向けた取組について」

は、二つ目の○の後段になりますけれども、「技能実習制度においても、特定技能制度と同様に、受入れの要件に日本語能力を設けることは一定程度有効だと考える」などの御意見がありました。

ヒアリング結果についての御報告は以上となります。

○田中座長 どうもありがとうございました。今回御報告いただいたヒアリング結果も参考にさせていただきながら、今後の議論も進めてまいりたいと思います。

(3) 中間報告書（たたき台）について

○田中座長 それでは、議事（2）に移りたいと思います。

議事（2）は「中間報告書（たたき台）について」であります。冒頭で申し上げたように、これまで有識者会議を計4回開催し、論点に基づいて順次議論を進めてまいりましたが、一通り御議論いただいたところですので、今回から中間報告の取りまとめを進めてまいりたいと考えております。

それでは、まず事務局から、これまでの会議での各委員の御意見を踏まえ、中間報告書のたたき台を作っていたいただいたので、まずはこのたたき台の概要について事務局から説明をしていただき、その後、議論を行いたいと思います。

それでは、事務局から説明してください。

○本針政策課長 入管庁政策課長の本針でございます。引き続きよろしくお願いたします。お手元の資料2-1、資料2-2について御説明いたします。ただいま田中座長からお話がありましてとおりに、中間取りまとめに向けて、田中座長から御指示を受けて、事務局において中間報告書のたたき台を策定いたしました。まず、全体の構成を御説明いたします。

資料2-1「中間報告書（たたき台）」を1枚おめくりください。冒頭に有識者会議の委員の名簿、それから、本会議と関係者ヒアリングの開催経過を記載しております。もう1枚おめくりください。これが目次となっております。全体を第1から第4までの大きく四つに分け、「第1 はじめに」では、有識者会議の開催の経緯を、「第2 前提」では、検討の前提を、導入部分として記載しています。次の「第3 委員の意見」では、第4回までの各会議の議事要旨に記載のある御意見を論点ごとに整理し、内容に応じて小見出しを付けるなどして整理した上で掲載しております。なお、一般の方から見て分かりやすくするという観点から、委員の御意見には文意が明確になる形で言葉を置き換え、あるいは内容が重複する意見を適宜まとめさせていただいております。最後に、「第4 検討の方向性」では、論点ごとに現時点で委員から御提示のあった御意見を踏まえて、検討の方向性をまとめて記載しています。

それでは、24ページを御覧ください。各論点、検討の方向性について順に

御説明させていただきます。まず、「1 技能実習制度と特定技能制度の制度趣旨について」です。「(1) 制度目的と実態を踏まえた制度の在り方」につきましては、二つのポイントを書いております。一つ目は、「現行の技能実習制度を廃止し、人材確保及び人材育成を目的とする新たな制度の創設を検討すべきである」、二つ目は、「技能実習制度が有する人材育成機能は、未熟練労働者として受け入れた外国人を一定の専門性や技能を有するレベルまで育成することで、国内産業にも貢献するとともに、帰国する場合はそのスキルを生かすことにより国際貢献につながるため、新たな制度にも目的として位置付けることを検討すべきである」としております。

続きまして、「(2) 外国人が成長しつつ、中長期に活躍できる制度（キャリアパス）の構築」につきましては、三つの点を書いております。一つ目は、「新たな制度から特定技能制度への移行が円滑なものとなるよう、その対象職種や分野を一致させる方向で検討すべきである」、二つ目は、「人材育成の観点から、外国人が修得する主たる技能等について、育成・評価を行うことによるスキルアップの見える化を前提として、特定技能への移行を見据えた幅広い業務に従事することができる制度とする方向で検討すべきである。また、技能評価の在り方についても、「最終報告書の取りまとめに向けて具体的に議論していくこととする」、それから、三つ目ですが、「さらに、我が国の企業等が魅力ある働き先として選ばれるために、外国人や雇用主のニーズに応じて、我が国で修得した技能等を更に生かすことができる仕組みとする方向で検討すべきである」としております。

それから、「(3) 受入れ見込数の設定等の在り方」についてですが、「人手不足状況の確認や受入れ見込数の設定については、様々な関係者の意見やエビデンスを踏まえつつ判断がされる仕組みとするなど透明性や予見可能性を高める方向で検討すべきである」としています。

次に、「2 人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組みとするための方策について」です。「(1) 転籍の在り方」については、二つに分けて記載しています。一つ目は、「新たな制度においては、人材育成そのものを制度趣旨とすること由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨及び対象となる外国人の保護を図る観点から、従来よりも転籍制限を緩和する方向で検討すべきである」、二つ目は、その際、転籍制限の在り方については、「新たな制度の目的である人材確保や人材育成との関係を踏まえた総合的な観点から、最終報告書の取りまとめに向けて具体的に議論していくこととする」としております。

続きまして、「(2) 管理監督や支援体制の在り方」の「ア 監理団体や登録支援機関の監理及び支援の在り方」につきましては、五つのポイントで書い

ております。一つ目は、現行の技能実習制度において監理団体が担っている国際的なマッチング機能などの様々な機能は必要不可欠なものである」、二つ目は、他方、不適正な監理団体は厳しく適正化又は排除していく必要がある。また、登録支援機関についても同様に是正が必要である、三つ目でございますが、新たな制度においては、「受入れ企業等からの独立性・中立性の確保や、監理・保護・支援に関する要件を厳格化する方向で検討すべきである」、その要件については、「最終報告書の取りまとめに向けて具体的に議論していくこととする」、四つ目は、監理団体及び登録支援機関の「事業活動の評価などを公表し、特に優良な団体等にはインセンティブを与えるような方向で検討すべきである」、五つ目でございますが、両制度において、「監理団体や登録支援機関による支援と自治体等による支援の適切な役割分担の在り方を検討すべきである」としております。

続きまして、「イ 国の関与や外国人技能実習機構の在り方」につきましては、三つのポイントで書いております。一つ目でございます。「外国人技能実習機構が担ってきた法令に基づく監督指導や相談窓口などの援助は、（中略）体制を整備した上で引き続き活用する方向で検討すべきである」、二つ目は、「特定技能制度についても、受入れや支援の実態把握や分析を進めつつ、登録支援機関の在り方や行政の指導監督体制の在り方を引き続き検討すべきである」、三つ目は、「新たな制度においては、業界を所管する省庁やそのイニシアチブの下にある業界団体が相互に連携し、（中略）より良い受入れを後押しする役割を担う方向で検討すべきである。また、特定技能制度においても、業界を所管する省庁等による更なる対応の強化を検討すべきである」としております。

続きまして、「ウ 国際労働市場の実態及びメカニズムを踏まえた送出機関や送出しの在り方」につきましては、三つのポイントで記載しております。一つ目は、国際労働市場においては、監理団体や送出機関などが介在することで仲介機能が働いている実態がある。このプロセスの中に悪質なブローカーや送出機関が関与しないよう、その排除など、更なる対応を検討すべきである、二つ目は、新たな制度の仲介機能については、国際的な職業紹介のプロセスでの外国人の負担をできる限り軽減するよう、職業紹介における費用負担の国際的なルールなどの総合的な観点から、最終報告書の取りまとめに向けて具体的に議論していくこととする、三つ目は、過大な手数料の徴収の防止や悪質な送出機関の排除に向けて、新たな制度においても、外国人の適正な受入れに関する国際的な取組を強化する方向で検討すべきである、としております。

最後に、「（３）外国人の日本語能力向上に向けた取組」については、三つのポイントで書いております。一つ目は、「安定的な人材確保に与える影響な

ども十分に考慮しながら、（中略）就労開始前の日本語能力の担保方策について検討すべきである」、二つ目は、「外国人労働者の来日後においても、（中略）日本語能力が段階的に向上する仕組みを設ける方向で検討すべきである」、三つ目は、「来日後の日本語教育に掛かる費用は、基本的に受入れ機関の負担として日本語教育の機会を充実させる方向で検討すべきである」としております。

続きまして、資料2-2「中間報告書たたき台（概要）」を御覧ください。こちらは、中間報告書たたき台の概要として、検討の大きな方向性と、各論点ごとの検討の基本的な考え方をまとめたものです。

以上が中間報告書のたたき台についての説明となります。

○田中座長 どうもありがとうございました。

これからこの中間報告書のたたき台について議論を始めるわけですが、その前に、取りまとめまでの進行について確認したいと思います。

まず、たたき台については、本日と次回の会議において皆様から御意見を頂きたいと思っておりますが、会議の間に余り日数がない関係で、会議で述べられた御意見も含めて、会議後に事務局が作成しました意見提出様式に御意見を記載して御提出いただきたいと思いますと考えております。そして、その御意見を踏まえながら、第7回会議において中間報告書として取りまとめをしまいたいと思っております。

差し支えなければ、このような形で進めていきたいと思っておりますが、この進め方に対して何か御意見がありましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○市川委員 できるだけあと2回でというのは理解したのですが、議論の出る状況もやや見えにくいところもあるので、必ずというところでは、そこら辺、ある程度柔軟な進行をお願いできればと思っております。

○田中座長 私としてもできるだけ柔軟な対応でやってまいりたいと思っておりますが、私どものスケジュールから考えると、何とか第7回会議で中間報告書として取りまとめたいと思っておりますので、御意見をできる限り早め、早めにお出しいただくということをお願いできればと思っております。

その他、何か御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、今、申し上げたラインで、しかしながら、なるべく柔軟な形でやっていくということで御了解いただけたというようにしたいと思います。

それでは、中間報告書のたたき台について議論を始めたいと思っております。なお、本日、机上に配布しております中間報告書のたたき台の「第3 委員の意見」には、その意見を出していただいた委員の名前も載せてありますので、こちらでも御参照いただきながら御議論いただければと思っております。ただ、この委員の名

前の載っている中間報告書のたたき台は非公表とさせていただきたいと思いますので、取扱いには是非御注意いただきますようお願いしたいと思います。

それでは、御意見がある方、挙手にてお知らせいただけると有り難いと思います。いかがでしょうか。

大下委員。

○大下委員 御説明ありがとうございます。5点申し上げたいと思います。

初めに、検討の大きな方向性に記載をされているたたき台の文言ですが、技能実習制度を廃止し、新たな制度の創設を検討すべきとなっております。この段階で廃止という表現を冒頭に持ってくることへの影響は、考える必要があると思っております。これまでの議論の経緯を踏まえると、最終的には制度を廃止して新しい制度を建て付けることになるとは思いますが、議論の中身としては、制度を抜本的に見直して、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設、なおかつ、外国人材の人権確保にも十分配慮して検討を進めていくというのが方向性と思います。中間取りまとめ以降、しっかりと議論を進めていき、最終的には制度が廃止されることになるのかもしれませんが、現時点でこの文章を一番最初に持ってくるのが受入れ企業や技能実習生に与える影響を十分考慮すべきと思っております。

2点目、キャリアパスと職種の部分です。概要で、特定技能の分野にそろえると記載していただいています。本文の方を見ますと、職種や分野を一致させる方向で検討となっており、少なくとも現時点では、技能実習、特定技能の対象職種をベースに検討を続けるべきという記載にとどめるべきだと思います。ここについても、技能実習のみが対象になっている繊維等の職種において、この報道がなされることで、制度が使えなくなることに対する不安が広がると思っています。これまでも、技能実習制度が中小企業の人材確保に役立っているという観点から、技能実習制度に人材確保を二つ目の目的とする制度に移行していくという議論になっているはずですので、中間取りまとめの段階で狭い方に職種、分野を限定するような表現はすべきではないと思います。私どもがいろいろな企業の人手不足について話を聞いている中で、建設や運輸といった分野でも、今後、外国人材の活用を検討していきたいという声は幅広くございます。現在、技能実習、特定技能の対象職種になっていないところも含めて、しっかりとニーズを把握して、追加の可能性を検討していく必要があると思っております。

3点目、転籍制限に関する記載ですが、人材確保が必要であれば労働者性を認めざるを得ず、転籍制限の一定の緩和は必要だろうと思っておりますが、この部分は、受入れ企業にとっては相当関心が高いところです。本文を見ても概要を見ても、今、申し上げたような経緯がなかなか読み取りにくい部分がありますの

で、なぜ緩和の方向で検討が必要なのか、今、申し上げた労働者性というような部分になるべく分かるように記載いただく必要があると思いますし、外国人保護の観点もこれまでも議論されている内容ですので、国際的な批判に耐えられない部分というのはどこなのか、国際的な水準に照らして見直しをしていくという方向性がある程度分かる記述をしていただく必要があると思います。

4点目、管理監督、支援の在り方ですが、ここは本文に書かれている内容に全く異論ございません。できれば概要の方にも監理団体等について、要件の厳格化ということと併せて、優良団体へのインセンティブの付与についてもしっかり記載いただきたいと思います。また、業所管省庁と業界団体の役割が新たに付け加わっていますので、ここも概要の方に記載いただきたいと思っています。

最後、5点目は、このたたき台の取扱いでございますが、恐らくこの会議の後に公表という形になるのかと思いますが、冒頭申し上げた制度の廃止ということが表に出ることの影響を、かなり私としては懸念をしています。本来は、この中間取りまとめの議論が終わるまでは公開を控えていただきたいというのが本音のところですが、やむを得ないということであれば、今、申し上げたような意見があったということも十分にブリーフィング等で記者の方に御説明を頂いて、廃止という報道だけが、文言だけが先走らないような配慮をお願いしたいと思っています。

私からは以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続いて、その他の御意見を伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

黒谷委員。

○黒谷委員 全体的には、これまで議論してきたことが網羅されておりますので、そういうものになっていると思います。私も大下委員と同じでございますが、この技能実習制度の廃止という言葉が独り歩きしていきますと、かなり現場に混乱を招くのではないかと懸念しております。もし、それでこの廃止という言葉が今回出るのであれば、人材育成機能を維持するけれども、人材確保を制度の目的に新たなものにするというのをより強調させて、マスコミ等に説明していただければと思います。

あと、これは質問でございますけれども、外国人材が成長しつつ、中長期に活躍できる制度、キャリアパスの構築のところでもありますけれども、技能評価の在り方についての技能検定や技能実習評価試験等の運用状況を踏まえながらとありますけれども、この運用状況というのはどういうことを意味されているのかということを知りたいと思っております。

私としては以上でございます。

○田中座長 では、今の質問のことについて。

○本針政策課長 ありがとうございます。中間報告書のたたき台では25ページの(2)の二つ目の○の中ほどでございます、技能検定や技能実習評価試験等の運用状況ということで、これは有識者会議の中で、技能検定、技能実習評価試験の職種が細かく、また、実際に使われていない内容が出されているなど、いろいろな評価が有識者会議でもあったと思いますので、その辺をもう少しエビデンスも含めて確認した上で、最終的にまた議論をしていただければという趣旨で書かせていただいているものでございます。

○黒谷委員 了解しました。これも、もし廃止ということが独り歩きして現場に行くと、今までのやり方が全てなくなるようなイメージを技能実習生等が感じると、今の試験制度そのものがやりづらくなってしまうという面がありますので、また、それで配慮いただきたいということで質問した次第でございます。

○田中座長 どうもありがとうございます。

その他の御意見はいかがでしょうか。

高橋委員。

○高橋座長代理 方向性の1(2)、ページでいうと25ページの、キャリアパスの話がありますが、ここについて意見を申し上げたいと思います。

日本に優秀な外国人材を受け入れて活躍してもらうためには、中長期的なキャリアパスを見通せる制度であることが必要だと思います。そのことは、日本側で受け入れる企業にとっても、いつまで雇用し続けられるかという点で、非常に重要だと思います。技能実習で3年、それから特定技能1号の5年で帰国させるということになると、外国人本人のキャリアが続きませんし、受入れ側としても育った人材を手放すということになる、結局は人材の使い捨てということになってしまいます。これから先、日本内外の賃金水準格差が縮小していく中で、人材の使い捨てということが続けていたのでは、私は制度の持続性が担保されないと思います。

こうした観点から、現制度で申し上げれば、特定技能1号の後ろに、更にキャリアを積むことができる特定技能2号の道を用意しておくこと、ここが重要であるというふうに強調させていただきたいと思います。そのため、もちろんその必要性がないといけないわけですが、現行の各分野についても2号の対象に追加することを検討していくべきではないかと。新制度で1号、2号というふうに分けるのかどうかも分かりませが、現制度に則していえば、そういうことを申し上げたいと思います。

それから、今、御議論があった技能実習制度の廃止ということですが、これだけ制度目的と実態の乖離がある中で、抜本的な改革はもう不可避ですから、

逆にまた、名前を残すことで旧来の建て付けが残るということにもなりかねない、過去の微修正の繰り返しと捉えられることもいけないわけです。もちろん名前を変えただけでは駄目で、中身も変えなくてはならないわけですから、私はここはできるだけはっきりとした、その趣旨が伝わる表現にすべきだと思います。ただ、修文という言い方も変ですが、いきなり抜本的廃止とするのか、廃止も含めた抜本的な見直しというような言葉にするのか、それから、強調すべき点もおっしゃるとおりですが、私どもの趣旨がきちんと伝わるような表現にはしておくべきではないかと思えます。

加えて一つ、委員に対して質問申し上げたいのですが、先ほど大下委員が繊維業界のことを御発言されました。確かに繊維業界は、ヒアリングしたときに、技能実習制度を活用している、けれども業界としては繊維、特にアパレルは、国際競争力を強めるためにも、むしろ長期滞在を進めて戦力化してほしいというヒアリング結果だったと思います。それにもかかわらず、なぜ今、技能実習だけで特定技能がないのかということの前から疑問に思っていたのですが、そこは何か事情を御存じですか。ここは、できれば特定技能を後ろに作ってもらい、長期滞在を可能にしていくことが業界の意思でもあると思うのですが、それにもかかわらず、現状でなぜないのかというのを何か御存じですか。

○大下委員 申し訳ありません、私の方では現時点では把握していません。

○高橋座長代理 そうですか。そこは、大下委員がおっしゃったように、技能実習制度にあって特定技能制度にないものは、特定技能制度ではなしとしてしまうのではなくて、おっしゃったように、今、特定技能がなくても、業界の事情に鑑みて必要があれば作っていくという趣旨は賛成です。ありがとうございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。大下委員以外の委員で、今のことを御存じの方がいれば。そうですか。

それでは、市川委員、お願いします。

○市川委員 市川です。私も何点かに及びますが、まず第1の1のところですけども、私はこの技能実習制度を廃止して新たな制度の創設をすると、それから、その中に目的として人材確保を挙げるといって、この大きな骨組みを明確にするということは非常に大事なメッセージであって、ここをまずきちんと固めるということは大事ではないかと思えます。ただ廃止するというのではなくて、このような新しい制度に置き換えていくのだということが趣旨として伝わっているのではないかと私は思いますので、この点は適切と思っております。

あと、人材育成という観点については、私自身の意見としては、人材育成の要素というのは結果であって、目的ではないと思っております。特に、国際貢献という点につきましては、今、フォローアップできている技能実習生の中で

も大体4分の1くらいしか同種のものに就職していない、働いていないというのが帰国後の状況ですので、しかも、これを改善していく何か方向性や対策があるのかということ、特段ないということですので、国際貢献という目的をここで並列的に挙げるといふのはいかがかと思っております。その上で、人材育成という要素についても慎重に考えるべきと思っておりますが、ここは人材確保という基本的な使命と、重みの軽重をつける扱いもありうるのではないかと考えております。

次に、キャリアパスの点については、今、高橋委員がおっしゃられたことと同意見で、技能実習、特定技能にかかわらず、今ある職種を新しい制度から特定技能2号までも含めて一致させていくという、そういう見方が適切ではないかと思っております。そうなってくると、私の意見としては、人材確保のみの制度として特定技能に吸収させていくという選択肢もあり得ると考えております。

次に、転籍については、人材確保に主眼を置いた制度だとすれば、転籍制限をなくすべきということになると考えております。ただ、人材育成ということを一定程度考えるという御意見があるとしたら、先ほど御意見もあったように、人権やあるいはその保護という観点との間で、本当に転籍制限の必要な養成期間、育成期間というのはどれだけなのかということを中心に吟味するべきではないかと思ひますし、それから書きぶりとして、転籍制限が外国人材の権利保護に与える影響という点、この点も在り方の考慮要素としては加えるべきではないかと考えております。

それから、管理監督、支援体制のところ、監理団体の機能ですが、この書きぶりの中で、国際的なマッチング機能について、これも含めて必要不可欠という書き方になっていますが、私の印象では、監理団体が全てのマッチングを担っていく、その一部に必ず入ってくるということは、マストではないのではないかと考えておまして、特定技能では現時点ではそうはなっていないので、いろいろなマッチングの方法があり得るという、今の段階ではそういった選択肢がありますので、この中間取りまとめの段階で必要不可欠と記載してしまうと、今後の議論が縛られてしまうと思っております。

あと、国の関与と外国人技能実習機構の在り方については、業界特有の事情を踏まえた適切な対応が必要だという点については異論ございませんが、そのことによって各分野において受入れ機関の費用負担が分野ごとに異なり、過大な負担をしなければいけない分野が出てくる、受入れ機関において過大な負担になってしまうというようなことは避けて、全体的な調整を図るという、こういう必要性も指摘すべきではないかと思ひました。

それから、最後に日本語のところですが、これはどういう趣旨かということ

も少し読み込めなかったのですが、来日後の日本語教育に係る費用は基本的に受入れ機関の負担にするという、これは外国人側ではなく受入れ機関の側が負担すると、そういう意味合いか、あるいは国や自治体ではなくて受入れ機関が負担するという趣旨なのかを少し明らかにした方がよいと考えます。後者の点とすると、私自身は国や自治体も一定程度、日本語教育に対する役割を果たすべきと思っておりますので、この点、表現を変えた方がよいと思っております。

それからあと、来日前の日本語教育についても、入国までのコストを減らすために、国やそのほかの公的機関が、日本語に関するオンラインを含む教材の開発や配布といった支援を制度化することも検討するというようなことを入れたらどうかと思っております。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その他、御意見ございますでしょうか。

私が事務局に取りまとめていただいた時の趣旨は、中間報告書では大きな方向性についてははっきりと打ち出すのがよいのではないかと考えており、事務局にこのようなものを用意していただいたということでございます。もちろん技能実習制度廃止とだけ言ったら、それは、今後どうなってしまうのだということになります。今回のところでいいますと、その後ろに人材確保と人材育成を目的とする新たな制度の創設ということをつくっているというところに重点があるのだと御理解いただけるとよいのかと思っております。この有識者会議でも、これまで技能実習制度が果たしてきた積極的な機能については、御指摘されているわけであります。

ただ、そうはいつても、抜本的に見直してしまったときに、果たして技能実習法をそのまま維持できるのかというような観点からすると、技能実習法の第3条第2項に、技能実習は労働力の需給の調整手段として行われてはならないと書いてあるわけで、そうなるとう結局、社会にとって有用な機能を果たしてきた部分を生かしたことにするのであれば、やはりこの法律のままでうまくいかない。そうなるとう廃止して、より望ましい制度を作っていくというような形で、この中間報告では打ち出し、その大きな方向の中で具体的に、それではどういうところを検討していくのかということ、まだこの段階で全てを決めるわけではないので、どういうところをちゃんと検討していかなければいけないかということ、委員の皆様から、これまでも出していただいておりますが、引き続き出していただけると有り難いと思っております。

武石委員。

○武石委員 ありがとうございます。まず概要についてですが、「検討の大きな方向性」のところ、技能実習制度廃止のことしか書いてありません。ただし、

大きな方向性としては、技能実習制度を大幅に見直し、それは新たな制度の創設なのかもしれないのですが、それとともに、特定技能との連携を図るところが重要なポイントではないかと思いました。これだと技能実習制度を廃止して新たな制度を創設することだけが方向性になってしまうので、二つの制度の連携という部分はきちんと打ち出すべきではないかというのが1点です。

それから、これまで何度か意見は出ていますが、家族帯同の問題が検討の方向性に全く出てきていないので、この点をどうするのか。今後の検討課題でもいいのですが、その問題意識というのは皆様から指摘があったように思うので、今のやり方を踏襲するのかは議論次第ですが、家族をどうするのかというところはどこかに入れておく必要があるのではないかというのが2点目です。

それから、少し細かい点ですが、26ページの転籍の在り方のところで、二つ目の○です。転籍制限ということ、いろいろなことを考えなくてはいけないということがあって、ここに受け入れる企業のコストの問題の指摘があるのですが、受入れ企業が負担する来日時のコストだけではなくて、やはり育成をするプロセスにおいて相当なコストが発生すると思います。きちんと育成をしようとする企業ほどそこでコストが発生しており、そのコストを一生懸命かけているのに、賃金が高いところに転籍されてしまうという不合理な問題があると思います。したがって、来日時のコストだけではなくて、育成のコストというようなニュアンスも入れていただきたいと思いました。

それからもう一つ、4点目です。技能実習について、目的が人材確保、人材育成という、この二つが並んでいます。先ほど市川委員から人材確保に絞るべきだというような御意見もあったのですが、やはり私は技能実習制度の人材育成の目的というのは非常に重要だと思っています。それが日本語の能力をどこまで求めるかなど、その後の転籍の在り方ということと関連していくと思いますので、技能実習制度については、まず人材育成と人材確保と、この順番を逆にしていきたいというのが私の意見です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

鈴鹿市長の手が挙がっていましたが、いかがでしょうか。

○末松委員 ありがとうございます。オンラインで失礼いたします。鈴鹿市長の末松則子でございます。私からも大きく3点、意見を申し上げたいと思います。

26ページのところからでございますが、私自身もヒアリングやその他で様々な団体やお立場の方から意見やお話をお伺いする機会がありまして、非常に難しい問題だと思っています。本市の場合、製造業が盛んですので、製造業はもちろん建設業の分野でも、技術を学んで、行く行くは現場監督を務めていただけるような方に来ていただきたいと思っております。介護分野におきましても、日本の介護技術を学んで国に持ち帰る、又は介護士の資格を取っていた

だき引き続き御活躍を頂くためには、やはり短いスパンでの転籍となると、せっかく日本に来ていただいても技術の修得には結び付かないと思っています。昨今の問題となっております労働環境を起因とする失踪等や人権的な面を考慮しますと、転籍に関して認めていく方向での検討が必要であると考えております。

二つ目に、管理監督や支援体制に関してでございますが、今回の有識者会議におけるヒアリングの中で、一般社団法人日本自動車工業会によります監理団体を通さない企業単独型の取組は大変すばらしいと思いました。来日までに現地で実施する日本語教育の手厚さ、来日してからの指導も十分であり、いわゆる企業単独型の、大企業だからこそ可能な、本来在るべき姿の技能実習であると感じた反面、中小企業で同じこと、同様なことを実現するのは困難であるとの印象も持ったところでございます。技能実習生の対応を監理団体だけに任せるのではなく、企業でも日本語教育について応分の負担を頂くとともに、企業内での実習内容について外部から必要な指導を受けられること、そして、そのことに対する財政的な支援や補助があれば、中小企業における技能実習制度の水準を上げることができるのではないかと考えております。そのためには、今回の有識者会議に主として関わっておられます厚生労働省などの関連省庁、それ以外の省庁にも是非とも関わっていただき、支援も求めていくべきではないでしょうか。

3点目でございます。日本語能力に関してでございますが、先ほどのお話にもありました、中長期的に活躍できる制度の構築を併せますと、滞在期間が長くなり、家族滞在ということにもなれば、これまで寮と会社を往復していたときとは異なり、更なる生活面でのサポートが必要になってくると考えられます。本市では、地域で生活をする方を対象に日本語教室を3か所開設しておりますが、市の補助金を主たる財源として、ボランティアの皆様の運営によるものであり、各教室ともボランティアの高齢化問題や新型コロナウイルスの影響もあり、ボランティア数の減少が喫緊の課題となっております。外国人にとっても、就労の合間を縫って日本語教室の開催時間に合わせ教室に通うということは大変難しいと考えておまして、交代勤務で働く方にとってはなおさら難しい状況でございます。このため、職場において日本語を学ぶ場を設けていただくというのも一つかと思っております。場所を移動することなく職場の仲間と共に学ぶことで、学習の継続が図られるのではないかと考えております。

また、家族の滞在に伴って子供の教育にも影響が出てくると考えております。本市では日本語教育ガイドラインを設け、一人一人きめ細かな対応を行っておりますが、今後は指導者、通訳、指導助手、支援員等の更なる増員や多言語対応が求められてまいります。自治体でもしっかりと対応をしてまいります。

是非とも彼らが生活する自治体への財政的支援についての検討もお願いをしたいと思っております、企業における日本語教育についての言及も、更に御検討いただけたらと思っております。

長くなりました。私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、その他の御意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

堀内委員。

○堀内委員 ありがとうございます。骨子案を取りまとめいただきまして、感謝申し上げます。全体的な方向性について異存はありません。特に、技能実習制度に替わる新たな制度の創設という案については賛同したいと思います。技能実習生に対する悪質な事例が増加している中で、制度の抜本的な改革によって悪質な事業者を淘汰、排除し、優良な事業者が存続するという制度になることを期待します。

今後の議論について2点、留意いただきたい点を申し上げます。1点目は、末松委員からもお話がありましたが、技能実習制度における企業単独型の仕組みの維持です。企業単独型の不適切な事例は極めて少なく、途上国に対する技能移転を進めつつ、日本企業の海外での人材育成を支援するといった仕組みとして、日本企業の競争力の強化にも貢献してきたと考えております。現行の制度が廃止される際にも、同様の仕組みを何らかの形で維持していただければと思います。

2点目は、新たな制度、そして特定技能における対象分野の拡大です。新たな制度の目的として人材育成に加えて人材確保が示されましたが、社会情勢やニーズを十分に踏まえた上で対象分野の検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その他、御意見ございますでしょうか。

高橋委員。

○高橋座長代理 大分前に市川委員がおっしゃったこと、おおむね賛成なのですが、少し気になったのが、制度目的として人材確保と人材育成、これが二つ並ぶことは当然だと思いますが、国際貢献という言葉を入れるかどうかということですが、この文章では少し段落を変えてというか、二つ目のポイントとして国際貢献ということを入れているので、これはある意味では人材育成の結果と捉えてもいいと思いますが、私は国際貢献につながるという趣旨の言葉をこのまま残した方がよいのではないかと思います。

これから先を考えますと、送出し先が、例えば、現状ではベトナムが多いわけですが、これからミャンマーや、更に所得の低い国へ移っていくということまで考えていくと、その国の労働力の育成という観点からも、日本の人材確保という観点からも必要になってくると思いますので、私は国際貢献という観点を外さない方がいいと思います。

それから、もう1点、最後の日本語のところですが、これは是非とも国の支援、あるいは自治体の支援、国の支援を通じた自治体の支援なのかもしれませんが、そこは明示的に書いていただきたい、これは市川委員と同じ意見でございます。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、佐久間委員、それから続いて黒谷委員。

○佐久間委員 ありがとうございます。今回お示しいただきました制度の在り方に関しましては、「技能実習制度を廃止し、新たな制度の創設」との記載がされております。我々としましては、「現行の両制度を残し、すみ分けを図ること」を従来から主張してきたため、なかなか受け入れ難い文言ではありますが、現行の技能実習の目的と実態の乖離が解消され、全体のスキームが基本的に維持されながら、非営利性の監理団体の存続と役割強化、厳格な運営と優良性の重視、入国前日本語教育の重要性、転籍の制限と緩和した場合の費用負担の明確化、そして、日本人の雇用が難しい地域の中小企業に外国人材が来ることができ、人材育成が確実に行われることが可能な方策が担保されるのであれば、この方向性について賛同するものの、それが担保されないのであれば、賛同することはできません。

なお、労働者としての「人材確保」、技能を修得する「人材育成」と、目的が変わるようでございますけれども、先ほど武石委員が言われましたように、現状に即し明示されることになるのでしょうが、まずは技能を修得する「人材育成」があって、次の段階に転籍可能な「人材確保」というのがあるのではないかと思いますので、この表現は逆にさせていただくのが可能か、と考えます。

また、27ページのイの、「国の関与や外国人技能実習機構の在り方」のところの○の三つ目に、「業界特有の事情を踏まえ、(中略)業界を所管する省庁」とありますが、この文面では「業界」の話しか記載をされておられません。

「業界だけではなく、地域の中小企業への人材育成と人材確保」というのを明記していただき、さらに、新しい制度でどのような人材育成を実施するんだということにも、法文上にも明確に示していただきたいと考えております。

これは、後段に「制度横断的な対応のみならず」とあり、その役割は、単に労働者として使う特定技能ではないわけです。地域の中小企業の活用、技能を

修得する、これはイコール「人材育成」であり、そして地域の中小企業の労働力、これが「人材確保」になると思いますが、段階的に配慮した新しい制度にしていきたいと考えます。

また、監理団体や登録支援機関の監理及び支援の在り方についてですけれども、技能実習制度の廃止、新制度の創設だけがやはり目立っており、特定技能制度については余り見直しがなされないように見えます。登録支援機関については、運営実績が見えない個人や法人の事業者、職業紹介しか行わない事業者、事務手続の代行のみしか行えない事業者など、不安定要素が多いことも事実です。さらに、技能実習生の人権、借金などの問題がある中で、手数料に上限がないなどの問題、支援10項目を行えないような機関が登録されていることなど、解決のための具体的な方策が明確に出ておらず、大きな違和感を覚えます。

次に、転籍の在り方でございます。再度これは申し上げますけれども、現行よりも転籍の要件を柔軟化するという自体には、人権保護の観点から異議はありませんが、特定技能のように転職の自由を認めてしまうと、職場への定着が困難となり人材育成に影響を及ぼしてしまうため、付与される在留資格の中で1回のみ、それも同じ業種のみとすべきであると考えます。また、転籍の理由についても、単に賃金面での条件向上を目指すような理由はやはり認めるべきではなく、職場環境になじめないなど賃金以外の理由を転籍の要件として認めるべきであると考えます。その際には、転籍先の企業と育成してきた企業との間の費用負担について取決めを行う必要があります。なお、制度の目的として人材確保の面を入れるということですから、現行の技能実習制度が副次的に機能してきた、先ほども申しましたが、地方の中小企業の人材の確保というのを従来以上に実効性を高めていく必要があることを強く主張いたします。そのためには、地方の監理団体への支援策などを創設していただく必要もあるのではないかと思います。

最後に、これが何年になるか分かりませんが、仮に5年の制度だとして、前半3年、後半2年の制度として、最初の3年は「人材育成期間」として制限をかける、後半の2年は「人材確保期間」として、そのまま同一業者にいてもいいし、また、同業のところであれば移っていくことも考えられるのではないかと思います。ただし、3年だけは人材育成、そのうち全ての費用は、転籍の受入れ先企業の方がみる、後半の2年は人材確保として活かしていく必要があるのではないかと思います。

以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その他、御意見ございますでしょうか。

黒谷委員が先で、その後、富高委員。

○黒谷委員 2点、すみません。1点目は細かいところで、日本語の能力向上については、これを監理団体のみとなると、やはりすごい負担感が感じられますので、公的な支援などの文言などを入れていただければと思っております。

あと、大きなところですが、この制度を廃止して新しい制度を作る、このときに私は、今日もマスコミが入っておりまして、この後報道されると思いますけれども、やはりこの報告書の1ページの第2の前提にありますとおり、外国人との共生社会の実現という社会の在るべき姿を念頭に置いて、外国人の人権に配慮しつつ、両制度の在り方について検討を行っているわけですから、2050年代の初頭くらいにはもう人口1億人切って、生産年齢人口も高齢化していくと、さらに、現在でも国際労働市場では日本は劣勢に立たされる、そういうことなども説明された上で、この制度というのは将来の外国人との共生社会をどうやっていくかと、その始まりなんだと、今様々な問題を指摘されているこの制度、とりわけ技能実習制度につきましては、こういう視野で、こういう観点を含めて、将来の共生社会を実現するために今回、人権を尊重しつつやったということ、恐らくこの概要が出ていきますと、文言がないので、そうすると、人権が尊重されていない、現場がどうのこうのなど、そういうネガティブに捉えて制度改正されると捉えられかねないので、将来に向けて、良くしていく姿勢を発信させていただけたらと思っております。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、冨高委員。

○冨高委員 中間報告書の概要について、「検討の大きな方向性」では、技能実習については触れていますが、特定技能の視点が欠けているのではないかと思います。その下の「検討の基本的な考え方」においては、新たな制度の部分に特定技能に関わる内容も記載されていますが、これは新たな制度だけではなく、特定技能の内容も含まれていると認識しており、この概要が独り歩きすることでミスリードしかねないと考えております。もともと論点について議論した際には、特定技能も含めて、その制度の在り方を検討するというものであったと認識しており、この概要では、その部分が埋もれてしまうのではないかと強く懸念しております。そのため、概要もそうですし、本文においても特定技能制度の在り方については触れられておりませんので、是非、特定技能制度の実態、課題の把握を行っていただき、制度の在り方を含めてきちんと検討を行うということは本文及び概要に明記していただきたいと考えております。

それから、新たな制度について、廃止とされていますが、今ある部分を生かしながら、現在の技能実習制度をベースとするものだと受け止めております。技能実習制度の中でも人材育成を行ってきたことを踏まえれば、そこでの課題を踏まえた見直しを行うことが非常に重要だと考えております。その点、

誤解をされないように説明していただく必要があると思いますし、今後議論していく必要があると思っています。

外国人が成長しつつ中長期的に活躍できる制度について、新たな制度の職種を特定技能の分野にそろえるということは、新たな制度が単に特定技能への人材確保を担うだけの制度になってしまう懸念があると考えております。人材育成を目的とするのであれば、外国人労働者のスキルアップをどのように担保していくかということをしっかり検討しなければいけないと考えておりますので、その点は、この後議論していく必要があると思っています。また、人材育成と処遇向上はセットだと考えていることは以前から申し上げておりであり、処遇の担保ということは今まで以上に厳格化していく必要があると考えております。

次に、受入れ見込数の設定について、「関係者の意見やエビデンスを踏まえつつ判断がされる仕組みとする」と記載がございます。透明性確保の観点からは労使を含めた関係者で議論していくことが必要だと考えておりますので、是非その点はしっかりと明記していただきたいと思っています。

それから、キャリアパスにも関連するのですが、受入れ見込数だけではなく、職種の追加等も含めて、労使を含めて議論を行っていく必要があると思っています。今の特定技能制度は業所管省庁のハンドリング要素が強いと思っていますので、それでよいのかどうかということを含め、きちんと公の場で議論することが必要だということは申し上げたいと思います。

転籍の在り方について、転籍制限を緩和するという方向性は、ある程度合意形成してきていると思いますが、実際にパワハラ等の案件が発生した際に、優良な企業に速やかに転籍できるのかという課題は今もあります。また、監理団体の中には技能実習生からの相談を受けただけで、きちんと対応したと処理するような実態もある中、そういった課題を解消しなければ、実効性における課題は残るのではないかと考えておりますので、実効性確保の方策について、現在の実習先変更支援の検証、課題の把握をし、特定技能を含めて引き続き検討する必要があるということは記載していただきたいと考えています。

それから、国の関与や外国人技能実習機構の在り方についてですが、業所管省庁や業界団体が相互に連携し、より良い受入れを後押しする役割を担うと記載がありますが、先ほど申し上げたように、業所管省庁や業界団体だけで決定をしていく仕組みは透明性に欠けると考えておりますので、様々なステークホルダーが参画する、開かれた会議体で定期的に確認をしていくことが必要だと考えています。

また、ここでの記載が適当なのか分かりませんが、産業政策という視点を含めた検討ということも非常に重要なのではないかと考えております。前

回も申し上げましたが、その視点をどこかに記載いただきたいと考えています。

それから、日本語能力についてですが、語学は生命、健康にも直結するものですので、非常に重要だと考えています。支援の情報にたどり着けないような実態もございますので、監理団体や企業、自治体も含めた支援、協力について明記していく必要があると考えています。

以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

失礼いたしました、北海道庁から御発言いただけますか。

○鈴木委員（代理） ありがとうございます。本日、知事が所用で参加ができませんので、私、産業人材課長から代読させていただきます。

他の委員の方々が意見を出されていたものと重複する部分がございますが、道内ではほとんどの事業所が外国人材の一定の期間の在籍を望んでいることから、事業者が外国人材を安定的に確保できる制度としていくことが重要と考えてございます。そして、もう一方で、外国人自身が一定の技能を身につけた上での転籍でなければ、産業や地域のためにもならないことから、人材育成や人材確保のみならず、産業振興や地域振興の観点からも、関係官庁による各種支援策などの取組や負担も必要なのではないかと考えております。

以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その他。では、是川委員。

○是川委員 ありがとうございます。まず、全体といたしまして、本中間報告書のたたき台ですが、これまでの議論を踏まえ、全体としてバランスのとれた内容になっているものと思いました。最終報告に向けた議論のたたき台として評価したいと思えます。

また、これまでいろいろ委員からの御意見にもありましたように、私も最終報告に向けた議論が重要だと思っておりますが、その際、単なる現行の制度の存廃論にとどまらず、新制度におけるスキル形成の重要性、必要性や、また、国際労働市場の実態、構造をきちんと踏まえ、その上でそこにおける移住仲介機能の役割を正面から認めたものとなっている点が非常に重要だと思います。この部分にしっかりと肉付けをし、実質的なものとしていくということがなければ、この中間報告書たたき台の価値というのも無に帰してしまうと考えます。

特に、国際労働市場における移住仲介機能の役割、こちらは市川委員からは、マストとしない方がよいのではないかと御意見もありましたが、国際的な動きも含め現行の動きを様々見ておりますと、恐らく特定技能も移住仲介機能の役割を正面から認める方向になっていくのではないかと見ております。これは、ここまで何度も申し上げてきましたように国際労働市場における経験則か

とも言えることですが、個人が自由に就労先を選ぶとしても、実際にはそこに質の全く保証されていない仲介者、ブローカーが入ってしまうという状態と、移住仲介機能の存在を正面から認めつつ、でもそこにはやはりどうしても一定の優良ではない事業者が存在する状態と、言わばその両者の比較衡量によって決まるわけですが、これまでの様々な国の経験を踏まえると後者の方がはるかによいという結果が出ています。したがって、今回のたたき台でこの移住仲介機能の役割をきちんと認めたものとなっている点は、再度、私としても強調したいと思っております。

こうした見直しを経ることで、新制度及び特定技能制度を、これまで申し上げてきましたが、SMPsとして定義し直すことが可能となり、グローバルコンパクトをはじめとした様々な国際的なスタンダードにのっとったものとしていくことが期待されるというふうに思っております。このように、人材育成が重要という点についてこれまでも委員の方々から御指摘ありましたが、私も非常に重要だと思っております。

実際、技能実習生に対するアンケートでも、お金を稼ぐというのと同じくらい、スキルを身につけたいという者はいますし、送出し各国も、送り出した労働者が単にお金を稼いでくるだけではなく、そこでスキルを身につけてほしいという点は、強調していることです。それは明らかに国際貢献となりますし、非常に重要なものと思います。また、受入れ企業も、スキルがなくてよいという企業はなく、むしろしっかりと身につけてほしいと言っているわけですから、それはないんだと我々が一方的に決めつけてしまっても、それこそ実態とかい離してしまうと思っております。

また、市場に任せる権利を付与すれば、あとは結果としてスキルがついてくるということも、我々は既にその失敗例を見ております。正直申し上げまして、日系人、30年ほど受け入れてまいりましたが、ほぼ全ての権利を付与し、労働移動の自由もあり、幾らでも滞在できると、そういう中でありながら、この30年、スキルが結果として身についたか、そのことについてきちんと答えられないのであれば、自由に任せておけば結果としてスキルがついてくるという議論は非常に危険な議論だと思っております。

こうした点について、最終報告に向けて、より精緻な議論を行うため、更に議論を進めていくべきと思います。それに当たって、以下の点を具体的に今回のたたき台に加えるべきと考えております。

それは、中長期的なスキルアップを目指す上で、対象職種が特定技能2号に含まれていることは、受入れ企業及び外国人の双方の極めて大きなインセンティブとなるものであり、極めて重要であるという点を追記すべきだと思います。こちらは高橋委員からも御指摘があったとおりでありますが、特定技能2号、これは

もう法律でやることが決まっております、当然行われるべきものではありませんが、有識者会議としても、それが非常に重要であると、この見直しの、ある意味、非常に肝になる部分であるということを強調することは重要だと思います。

その上で更に一步踏み込んで、受入れ企業及び外国人双方のスキルアップに対するインセンティブとなるよう、同一企業において所定の期間内に一定の技能を修得したような場合、特定技能2号への直接の移行が可能になるといった在留資格上のインセンティブを設けるべきであるといったような明確なメッセージを出すべきではないかと考えております。

さらにもう一点申し上げますと、3月24日に入管庁より2022年末の在留外国人数の速報が公表されました。こちらを御覧になった方、お気づきかと思いますが、21年末からの増加数は31万4,578人と、これまでの1年間の増加幅の最高値である20万2,044人を10万人以上上回っております。また、ストックといたしましても過去最高の307万5,213人と、初めて300万人を突破しております。円安をはじめとした日本経済の低迷により、日本に来る外国人はもはやいないとこの過去1年、言われ続けてきたわけですが、昨年の3月から水際措置を緩和した僅か10か月足らずの間に、過去最高値を10万人も上回るストック人口の増加を経験しております。これが、良くも悪くも日本のアジアの国際労働市場における現状、位置付けを端的に示していると言えます。

私としては、今回の見直しの要諦は、日本を含むアジアの健全かつ効率的な国際労働市場をいかに構築するかということではないかと考えております。外国人の人権保護も、そういった大きな視点の中でこそ初めて十分に守られると思いますので、こうした点を踏まえつつ今後の議論を進めていくべきだと思います。また、状況といたしましては、スピード感をもってやっていかなければならないということも申し添えたいと思います。

また、メッセージのところで廃止と打ち出すかどうかというところで、これまで様々な委員から御発言がありましたが、私といたしましても、ここは言葉が独り歩きすることは非常に危険であると思っております。やはり市場とのコミュニケーションというのはこの見直しにおいても非常に重要であると。まず、その具体的なコミュニケーションの方法として御提案したいことといたしまして、この中間取りまとめが出ていく早い段階で、主要送出国に対する情報提供が必要であると考えております。実際、既にベトナムでは技能実習生廃止という言葉がセンセーショナルに報道され、混乱が生じているというような話も耳にしております。具体的には、現在、技能実習や特定技能に関して二国間協定を結んでいる国の在京大使館を集めてブリーフィングを行い、改革の方向性や現状の疑問点などについて丁寧に説明するということが考えられます。また、

当然、日本の在外公館を通じて、こうした国の担当部署への説明ということも迅速に行う必要があると思っております。また、在京の外国人記者クラブへのブリーフィング等も必要だと思います。また、それと併せまして、当然、日本国内の事業者、関係者に対してもしっかりと説明を行うことで、やはり市場とのコミュニケーションをしっかりとって、ミスリードが起きないようにということは強く要請したいと思えます。

長くなりましたが、以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、山川委員。

○山川委員 ありがとうございます。基本的な考え方はおおむね私は賛成したいと思えます。先ほど問題になっております24ページなどの概要のところですが、多分これは論点ペーパーがそのまま見出しになっているので、やや分かりにくくなっているということかと思えますが、ここを読んで、内容のところでは、現行の技能実習制度を廃止すると書いてあるので、実質的には労働力の調整手段としては使わないという、先ほど座長のおっしゃられたところを変えるということなので、実質的には根本的な変更ということかと思えました。だとすると、概要のまとめでも現行の技能実習制度は廃止するみたいなのが議論の実質に即しているのかと思えます。

もう一つは、人材確保と人材育成のバランス、私も武石委員と同感で、要するに人材確保を主たる目的として技能実習制度を変更するという事は、常に特定技能についての図が頭にあるのですが、単純・非熟練労働者の受入れを認めるということになり、人材確保のために非熟練労働者を受け入れるということですから、それはこれまでの入管政策の方針の根本的な変更につながります。それは、そういう国民的なコンセンサスがあれば結構だと思いますが、そういうことまではこの議論では予定しなかったと思えます。

そこで、例えば、「現行の技能実習制度は、労働力の活用ではなく人材育成を通じた国際貢献を目的としていたが」、というように本文の中で従前の制度目的を書いた上で、そのような現行の制度は廃止するというようにすれば、より分かりやすくなるかと思えます。

あと、25ページで、「国内産業にも貢献する」ということだと、少し狭すぎるので、むしろ国内労働市場の高度化や競争力の強化など、将来的なことも書いた方がよいと思えます。

あとは、是川委員、富高委員、高橋座長代理がおっしゃったところで、特定技能の位置付けも議論したものですから、入れた方がよいと思うのですが、例えば、25ページの(2)の最後の○、ここはどちらかというと技能実習も含めて、我が国の企業が魅力あるものになるようにする、つまり、将来的なキャ

リア設計を推進して、我が国で修得した技能を更に向上させるといったような、要するに、特定技能制度は一定程度の知識経験を有するという即戦力的なもので、その内容がどの程度かという問題はあるのですが、そのことを踏まえた上でするので、ここに特定技能も含めて、将来的なキャリアアップを推進するというようなことを入れてはいかかかと思えます。

それに関わるのが25ページの(3)で、人材確保も目的とする制度というところ、これは技能実習制度だけみたいですが、人手不足状況の対応というのはむしろ特定技能制度で考えられてきたことですので、ここは技能実習、特定技能、双方の制度のことだと思います。

それと、この25ページの(3)の一番下の○ですけれども、人手不足状況の対応だけではなくて、国内労働市場への影響、あるいは悪影響を防ぐなど、そういうことも、労働力の調整手段としては使わないということを変えるのであれば、ここにもう少し人手不足だけの問題ではないというのを書いた方がよいと思えます。エビデンスでも、産業、地域の雇用状況や労働市場の状況等が加わるかと思えます。

それから、人権のところですが、ここがもしかしたら一番内容的に大きな提案になってしまうのかもしれませんが、何となく転籍制限を改めれば全て人権問題が解決するかのように読めるのですが、ある程度の転籍制限は契約上も認められるわけですから、それだけの問題ではないと思えます。

そうすると、27ページに新たに○を付け加えることになるかもしれません。イの前か、あるいはイの最後のウの前で、例えば、人権侵害等の法令違反に対する政府の取組を一層強化することや、あるいは在留資格上の手続を含めて取組を一層強化する、あるいは外国人が権利行使をしやすくするなど、救済がより実現できるようにするような仕組み、例えば、法令の周知や契約上の権利の明確化等をより進めるべきであり、それと多分、転籍制限の緩和が合わさって初めて人権が守られるということになるのではないかと思います。

おおむね以上ですが、先ほど座長がおっしゃったこと、あるいは以前座長がおっしゃったことで、黒谷委員もおっしゃいましたけれども、何となく問題を改善するというトーンが現状は強いので、共生社会という、むしろ今後何十年ということを考えて、日本がどのような外国人も含めた社会になっていくのかという前向きなメッセージを、初め、あるいは最後か、どちらかで出した方がよいのではないかと、有能な人材を育成し、キャリアアップも行い、日本社会に溶け込んで、共に日本社会を作っていく、そのようなメッセージがあった方がよいのではないかと思います。すみません、長くなりました。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、樋口委員。

○樋口委員 「検討の方向性」について、まず最初に、「技能実習制度を廃止し、新たな制度を創設」との記述がありますが、これまでの議論を踏まえるならば、中間報告における用語法として、何がより正確でより適切なのかということではないかと思えます。「抜本的な見直し」と言った方がより正確であり、かつ、それで十分、目指している検討の方向性が伝わるのではないかと思えます。

それから、以下4点申し上げたいのですが、これらの点も今後の重要な検討課題ではないかと思えます。そのような認識でよろしければ、そのように読める文章表現に修正等をお願いできればと思えます。

1点目ですが、地方の中小企業が必要な外国人材を確保しづらい現状がある訳ですが、そういった問題の解消方策は今回の重要な検討課題の一つと認識しています。それが、「検討の方向性」のどこで読めるのかがはっきりしないように思えます。特に、地方と大都市圏の間で外国人材の就労条件等に大きな格差が存在する場合、外国人材の不正規な移動の要因ともなり、社会の安定を損ないかねないといったことから、重要な検討課題だと思えます。そういったことが読めるように、修正等をお願いしたいと思えます。

2点目ですが、新しい制度の下でも必ずや制度から逸脱する外国人材が一定割合出てくるものと思われれます。正規の手続を経ないで転籍・転職した外国人材を、簡単に不正規の存在に追いやってしまっただけなのか、不法就労等として取締りの対象にしてしまっただけなのか、運用の在り方も含めて慎重に検討すべきです。そういった外国人材の法的な位置付けあるいは取扱いについても、「検討の方向性」における検討課題として捉えていただきたいと思えます。

3点目ですが、人権侵害防止の関連ですけれども、「外国人が声を上げることのできる制度」は重要な検討課題だと思えます。現状の制度の検証も含めて、そのことが「検討の方向性」のいずれかの箇所で読めるように、修正等をお願いしたいと思えます。

最後に4点目ですが、送出機関や送出しの在り方の関連について、「悪質なブローカーや送出機関の排除など」と記述されていますが、今回の制度見直しにおいて、送出し段階の適正化と送出機関の機能や能力の充実強化が非常に重要で、制度改正の成否の鍵を握っていると言っても過言ではないと思えます。送出機関については、国内の監理団体等と連携して中身の濃いマッチングを仲介できる能力を備えていることなどが期待される訳ですが、送出国政府の管轄下にありますから、どこまで指導監督してもらえるかなど、限界はありますけれども、送出国の協力を引き出すにはどういったアプローチが有効か、二国間でどういった仕組みが構築できるかなど、重要な検討課題ではないかと思えます。この点につきましても、文章表現の工夫をしていただければと思えます。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

では、富田委員、どうぞ。

○富田委員 意見書の方向性については、廃止を明記することも含めて、賛成します。目的が正面を向いていれば、その制度の運用のひずみも改善されてきて、隙間に落ちてしまっている技能実習生たちも救われると思うので、人材確保ということを入れる、入れる以上は廃止と書くことは賛成します。ただ、よく読んでいくと、結局現状の技能実習制度をベースにして制度を作り直していくということになるので、看板を変えただけと言われないように、この有識者会議の後半で、良い点を生かしながら課題を解決して、外国人労働者の人権を守りつつ、使用者にとっても使いやすく、日本社会の将来に貢献できるような制度をここで考えていかなければいけないと思っています。

外国人が成長しつつ中長期に活躍できる制度・キャリアパスの点で、たたき台の本文にもあるように、幅広い業務に従事することができる制度を考えていく必要があります。現状の技能実習制度では、とても細かい作業になってしまっているの、これをどうやって見直していくのかということを考えることとなりますが、この会議の中では、業種の作業の中身まで考えていくことは時間的に難しいですし、私たちはその業種の専門家ではないので相応しくないと思っています。ヒアリングの中で特定技能の建設が3分野に統合したというお話がありましたが、なぜ他の分野はできないのか、それぞれどこにボトルネックがあるのかということはこの会議の中で検討して、業種ごとに幅広い業務設定をできるように、業所管庁の協力が必要なのであれば、それをやってあげてほしいと提言することが大事なのかもしれないと思いました。

特定技能1号「に」そろえるのか、特定技能1号「と」そろえるのかという表現の違いで印象が随分違うように思いますが、特定技能1号とそろえようとしたとき、縫製をどうするのかという問題が出てきます。今の特定技能対象分野でないからといってなくす訳にはいかないのかもしれませんが、縫製は違反が多いので、今の特定技能の制度のままで加えると、一体誰が支援するのかという問題になります。何をどこに合わせるのかというときに、それぞれ、なぜ対象分野が現状のようになっているのかということをよく検証して、その先で問題が起きないように考えていかなければいけないと思います。

転籍の在り方については、これから議論される具体的な内容次第で、実質的に使えないものになると、看板を変えたただけだと言われることになると思います。考える要素は、受入れ企業のコストも含め、とても多いのですが、労働問題があった場合にどのようにスムーズに救済するか、労働問題がなかった場合にどの程度の期間で転籍を認めていくのかということは、よく議論したいと思っています。

最後に、外国人の日本語能力の向上に向けた取組のところで、私も、自治体や国の責任ということをしっかり明記することが必要だと思います。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

更に御発言ございますでしょうか。

私からのコメントは、今回のこのところで新しい制度ということには実は二通りの意味があり、一つは狭い意味の、現行の技能実習制度に替わる新しい制度というものと、それから、その新しい制度を作った上で、現在の特定技能の制度の在り方、欠陥、改善すべき点、こういったものをひっくるめて、全体として将来の日本の共生社会実現のためにふさわしい新しい制度という、狭い部分と広い部分と両方存在しているのではないかなと私は思っており、今後の中間報告書では、この二つの意味の新しい制度を今後しっかりと検討していくというような言い方ができればよいかとは思っているところです。狭い意味のところだけを議論して、実際にこの方向性の中にも、特定技能のここは変えるを書いてあるわけで、その中でももう少し更に付け加えなければいけないというような点については、是非委員の皆様から、今日も御発言ありましたし、次回の議論のためにも、様々なアイデアを出していただくと有り難いと思っておるところです。

市川委員。

○市川委員 先ほどのマッチング機能の問題ですが、送出しの在り方のところの書きぶりは、かなり幅広に、いろいろな課題を持ちながら、今後どうするか考えていきたいと思いますとなっており、私はこれでよいと思っております。その中で、監理団体がどういう役割を果たしていくかということについては、現行のような在り方もあるかもしれませんが、ただ、それだけでよいのか、監理団体が全て担うというやり方でよいのか、それから、国によっても送出国が必ず介在しなければいけない国もあればそうでない国もある、そういう場合もあるし、それから、先ほどあったように企業単独型の問題もあるというようなことを考えると、少し幅広な含みを持たせておいた方がよいのではないかと考えております。

あと、家族帯同の問題が先ほども御意見出ましたが、私も何らかの形で、中間取りまとめで結論を出すということではなくて、今後の議論の課題としては触れておいていただくとよいと思っております。

以上です。

○田中座長 更にその他、御発言ございますでしょうか。

山川委員。

○山川委員 ありがとうございます。1点だけ追加で、27ページに業界あるい

は国の関与の話がありますが、各省庁の対応にかなりばらつきがある感じがいたしまして、例えば、建設などは、かなり人材育成に配慮した仕組みがありますので、その辺りも各省庁間の連絡調整の促進といったことを入れてはいかかかと思えます。

あとは、今の技能実習制度と特定技能制度の接続で一致する方向とありますが、方向ですから、よいかとは思いますが、まだこれから結論をいろいろ考えていくので、基本的に一致する方向などといった方がよいのかと考えております。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その他、御意見ございますでしょうか。

もしなければ、事務局から何か御発言ございますか、今の段階で。

○本針政策課長 ありません。

○田中座長 それでは、先ほど是川委員がおっしゃったように、幾分か社会とのコミュニケーションというか、不必要な混乱を生まないような形にしなければいけないので、この後、記者ブリーフィングをしますが、私としましては、今日御意見いただいたような、とりわけこの概要のところについては委員の中から、より慎重な書き方が必要であることや、技能実習といっても現行の技能実習ということだということ、特定技能についてもちゃんと議論しなければいけないということ、それから、将来の共生社会に向けた望ましい在り方についても検討しなければいけないというような意見が強く打ち出されたので、この言葉だけで、ある日突然、技能実習の今の制度がなくなって、何も替わりになるようなものはできないというような印象が生まれないように発言したいと思いますが、更にもし御注意いただければと思います、いかがでしょうか。

○佐久間委員 是非お願いいたします。業界団体からの問合せ、意見など、かなり多くなると思えます。インパクトが非常に強い印象がありますので、何とぞお願いいたします。

○田中座長 それでは、最終的な中間報告書はできる限り正確なものにしたいと思っておりますので、先ほど申し上げましたように、事務局からの様式に従って、今日御発言になったことも含めて、ここはこのように修正すべきということがあれば事務局に提出していただきたいと、なかなか難しいお願いではあるんですけども、4月12日までに是非お願いしたいと思います。

それでは、まだ時間ももう少しあるといえませんが、今日の議論はこの辺で終わりにさせていただければと思います。

どうぞ。

○高橋座長代理 すみません、次回ですけれども、12日までに皆様、意見を出して、それを事務局がもう一回集約し直して、修文したたたき台がもう一度示

されるという理解でよろしいですか、それを基にもう一回議論すると。

○**福原審議官** まず、座長からお話あったように、12日までに御意見を送っていただき、13日には頂いた御意見の一覧をそのまま送付させていただき、本日の議論がどのようなものだったのか御覧いただけるようにしたいと思えます。その上で、本日の議論と頂いた御意見を踏まえた上で、事務局の方でなるべく早く修正作業をして、座長とも御相談の上で、19日の会議での議論が一番実りある形になるように考えていきたいと思っております。

○**田中座長** それでは、よろしいですか。

それでは、事務局から更に連絡があれば、連絡事項をお願いします。

○**事務局** 事務局から次回開催予定、先ほどもございましたが、第6回につきましては4月19日の午前10時から、今日と同じ時間の実施を予定しております。

以上でございます。

(4) 閉会

○**田中座長** それでは、これをもちまして第5回技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議を終了したいと思います。

委員の皆様方、本日は本当にありがとうございました。

—了—